

超人気FP！

— ABC ネットニュース —

深野康彦の 先取り経済NEWS！！

編集・発行 株式会社 アサヒ・ビジネスセンター 2026年8月14日

今月のトピックス 「ビットコインが金融商品に変更、復活はいつ？」

ビットコインの価格が低迷していることから話題にのぼることがほとんど無くなったように思われてなりません。その価格は2025年10月に円建て1890万円前後、米ドル建てで11万9000ドル前後のピークを付け、2026年6月には共に半値以下まで下落しているからです。チャート上では底を打ったように思えますが、買われる材料がほとんど無いことから当面はBOX圏で価格が推移するのではないのでしょうか？その根拠は半減期にあります。ビットコインには「半減期（＝新規に発行されるコインの量が半分になる）」と呼ばれる時期が約4年毎に到来するようにプログラムされていますが、過去の半減期には発行量が少なくなるため価格は上昇する傾向にありました。次の半減期も当然期待されているのですが、今回は2028年なので価格はBOX圏で推移すると考えられる訳です。

2028年まで約1年半もありますが、一方でビットコイン（以下「暗号資産」）が法律上「金融商品」に変わったことは見逃すことはできないでしょう。2026年7月に「改正金融商品法が成立」したことによるものです。法改正で何が変わるのか？と言えば、金融商品になることで、課税関係が変わる、投資信託やETFなどの運用対象商品になる、レバレッジ規制が緩和されるなどをあげることができます。

順を追って説明すると

現行では暗号資産の収益は雑所得に分類され総合課税扱いになります。住民税と合算すると最高税率は55.945%（復興特別所得税含む）になります。利益の半分強を税金で徴収されることから、長期で保有する投資家は税率が上場株式等と同じ一律20.315%（申告分離課税）になるまで売却しない投資家もいると見聞きしたことがあるくらいです。金融商品になったので収益に対する税率は一律20.315%になりますが、予定では2028年1月から改正されることになっています。ただし、源泉徴収ではなく確定申告を行う必要があるうえ、他の金融商品との損益通算を行うことはできません。また、一律20.315%が適用されるのは「金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産（「特定暗号資産」、売却先が「暗号資産取引業者（国内登録業者）」である必要があり、かつ適用開始日以降に行った譲渡である必要があります。

投資信託やETF（上場投資信託）の運用対象になるのは、読んで字のごとくビットコインなどの暗号資産を投信やETFで直接購入できることになるということです。

レバレッジ規制の緩和は現在、暗号資産は証拠金の2倍まで取引できますが、この倍率を高めようというものです。株式の信用取引は証拠金の約3.3倍、FX取引は25倍まで取引が出来ることと比べると暗号資産は低いということになります。ただし、ビットコインやイーサリアムなどは有名な暗号資産ですが、ほとんど名を見聞きしたことがない暗号資産もたくさんあります。このためレバレッジ倍率は一律ではなく、暗号資産ごとに変えるのではないかと検討されています。

投資信託やETFの投資対象になるには投資信託法施行令の改正が必要で業界は2028年までに改正するとしています。レバレッジ規制の緩和は期限が明言されていませんが、先のビットコインの半減期も2028年であることから復活は2028年以降かもしれませんね？